

国際日本学インスティテュートにおける博士論文の審査基準に係る規程

1. 目的

本規程は、法政大学大学院学則および法政大学学位規則にもとづき、国際日本学インスティテュートにおける博士論文の審査基準について定めるものである。

2. 博士論文の提出資格（課程による者。課程博士申請に伴う再入学者を含む）

課程によって博士論文を提出する学生は、以下の条件を満たしていることを要する。

- (1) 博士後期課程入学後、合同演習の中に設けられた論文中間発表会で毎年、研究内容を報告していること。
- (2) 3編以上の論文を発表し、そのうち査読付き雑誌に掲載された論文を1編以上含んでいること。
- (3) 予備論文（提出予定論文の一部）、要旨（4000字程度）、論文の目次、研究業績一覧を国際日本学インスティテュート運営委員会に提出し、予備審査に合格していること。なお、これらの審査書類は、3月に学位授与を希望する者は前年度の1月末日までに、9月に学位授与を希望する者は前年の9月末日までに提出するものとする。
- (4) 2月に予備審査に合格した者は翌年の3月末日までに、10月に予備審査に合格した者は翌年の9月末日までに博士論文を提出するものとする。それを超える場合には、再度予備審査を受けなければならない。博士後期課程在籍最終年の場合、前年度2月に予備審査に合格した者の博士論文提出期限は9月末日とする。
- (5) この規定は、博士課程退学後3年以内に課程博士の学位を申請する者にも適用される。

3. 博士論文の提出資格（課程によらない者）

課程によらず博士論文を提出する者は、本規程第2条（3）の条件を満たしていることを要する。

4. 最終試験（口述試験）

最終試験（口述試験）は公開制で行うものとする。

5. 博士論文の審査基準

博士論文は法政大学学位規則第17条に定める審査小委員会において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- (1) 先行研究の適切な調査・整理
- (2) 研究内容の独創性・妥当性
- (3) 文章の適切性

付則 本規程は、2015年4月1日より施行する。

本規程は、2018年4月1日より一部改正のうえ施行する。